

【別紙 14】

故安倍晋三国葬儀参列者推薦基準

- 1 御遺族及び御遺族関係者
- 2 葬儀関係者
葬儀委員長（内閣総理大臣）、葬儀副委員長（内閣官房長官）及び葬儀委員（国務大臣等）等
- 3 立法機関
 - (1) 衆・参両院議長、副議長
 - (2) 国会議員（上記2、上記3（1）及び下記4（1）を除く。）
 - (3) 国会事務局（国立国会図書館を含む。）の職員の中でふさわしい者
- 4 行政機関
 - (1) 副大臣及び大臣政務官（上記2を除く。）
 - (2) 事務次官及びその他の職員等の中でふさわしい者（退官者を含む。）
 - (3) 審議会等の委員等の中でふさわしい者
- 5 司法機関
 - (1) 最高裁判所長官
 - (2) 最高裁判所判事
 - (3) 高等裁判所長官
 - (4) その他の職員の中でふさわしい者
- 6 元三権の長
元内閣総理大臣、元衆・参両院議長、元最高裁判所長官
- 7 元国会議員
- 8 地方公共団体
 - (1) 都道府県知事及び同議会議長
 - (2) 政令指定都市の長及び同議会議長
 - (3) 各都道府県の市長の代表及び市議会議長の代表
 - (4) 各都道府県の町村長の代表及び町村議会議長の代表

9 各界代表等

各界において代表的立場にある者等

10 外交関係

外国政府・地域・国際機関の関係者等、駐日外交団等

11 報道関係

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、外国報道関係等各代表

【別紙 15】

故安倍晋三国葬儀における予備費

内閣府故安倍晋三国葬儀事務局

○ 国葬儀に要する予備費の使用額 約2億4千9百万円

・会場設営等（一般献花、同時通訳、会場警備等） 約2.1億円

・日本武道館・バス等借上げ等 約0.3億円

以上

【別紙 16】

岸田総理記者会見（令和4年8月31日）（抄）

9月27日に予定しております安倍元総理の国葬儀について申し上げます。

選挙遊説中の安倍元総理に対する凶行を受けて、私は国葬儀を実施するとの決断をいたしました。民主主義の根幹たる国政選挙を6回にわたり勝ち抜き、国民の信任を得て、憲政史上最長の8年8か月にわたり重責を務められたこと。第2に、東日本大震災からの復興や、日本経済の再生、日米関係を基軸とした戦略的な外交を主導し、平和秩序に貢献するなど、様々な分野で歴史に残る業績を残されたこと。第3に、諸外国における議会の追悼決議や服喪の決定、公共施設のライトアップを始め、各国で様々な形で国全体を巻き込んでの敬意と弔意が示されていること。第4に、民主主義の根幹である選挙活動中の非業の死であり、こうした暴力には屈しないという国としての毅然（きぜん）たる姿勢を示すこと。国葬儀を執り行うとの判断に至った理由をこのように説明してきました。

諸外国からは、各国王族、大統領など、国家元首・首脳レベルを含め、多数の参列希望が寄せられております。こうした各国からの敬意と弔意に対し、日本国として礼節を持ってお応えすることが必要だとの思いを強くしております。

もとより、今回の国葬儀の開催は、国民に弔意を強制するものではありませんが、様々な御意見とともに、説明が不十分との御批判を頂いております。国葬儀の実施を判断した総理大臣として、そういった御意見、御批判を真摯に受け止め、正面からお答えする責任があります。政権の初心に帰って、丁寧な説明に全力を尽くしてまいります。

そのため、国会の場で、閉会中審査の形で、私自身が出席をし、テレビ入りで国葬儀に関する私の決断について質疑にお答えするという機会を頂きたいと考えております。一日でも早くこうした場をつくるべく、与党幹事長、国対委員長に必要な調整を行っていただくよう、先ほどお願いいたしました。野党の皆様にも御協力を賜れば幸いです。

【別紙 17】

故安倍晋三国葬儀の当日における弔意表明について

〔 令和 4 年 8 月 31 日 〕
〔 葬 儀 委 員 長 決 定 〕

故安倍晋三国葬儀の当日には、哀悼の意を表するため、各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、葬儀中の一定時刻に黙とうすることとする。

【別紙 18】

故安倍晋三国葬儀における弔意表明について（メモ）

令和4年9月

内閣府故安倍晋三国葬儀事務局

- 過去の内閣総理大臣経験者の葬儀に際しては、弔意表明についての閣議了解を行い、その内容について各府省から関係機関へ協力要望を行うよう依頼するとともに、衆参事務次長、最高裁事務総長等にも協力を要望していた。
- 安倍元総理の国葬儀に際しては、先例に則った閣議了解を行うかどうかについて検討を行ったところ、「国葬儀実施に際して国民一人一人に喪に服することを求めるものではない」旨説明してきたことを踏まえ、国民一人一人に弔意を求めるものであるとの誤解を招くことがないよう、閣議了解及び各府省等への通知は行わないこととした（8月26日）。
- また、各府省における弔意表明については、従来の各府省における弔意表明と同じく、弔旗を掲揚するとともに、葬儀中の一定時間に黙とうをすることとし、8月31日付で葬儀委員長決定を行い、同日の葬儀実行幹事会において各府省に周知した。

【別紙 19】 資料 1 は別紙 17 を参照

故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会
議 事 次 第

日 時：令和 4 年 8 月 3 1 日（水）
12：30～
場 所：総理大臣官邸小ホール（2階）

【議事】

- ・開会
- ・資料説明、質疑応答
- ・首席幹事挨拶
- ・閉会

（配布資料）

- 資 料 1 故安倍晋三国葬儀の当日における弔意表明について
資 料 2 「故安倍晋三国葬儀」実施概要（案）

「故安倍晋三国葬儀」実施概要（案）

令和４年８月３１日
故安倍晋三国葬儀
葬儀実行幹事会決定

1. 日時・場所

- ・令和４年９月２７日（火）午後２時開式
- ・日本武道館

2. 参列者

- ・現・元三権の長、現・元国会議員、海外の要人、立法・行政・司法関係者、地方公共団体代表、各界代表 等
- ・最大で約６０００人程度
- ・案内状については９月初から順次発送する。

3. 一般献花

- ・９月２７日午前１０時から午後４時までの間、日本武道館外に設ける献花台において、一般献花を実施する。
- ・献花用の花は各自で用意いただく。

4. 葬儀当日の会場周辺の立ち入り制限

- ・国葬儀当日は、日本武道館周辺について参列者以外の立ち入りを制限する。

【別紙 20】

故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 議事概要

日 時：令和4年8月31日（水）12：30～

場 所：総理大臣官邸小ホール（2階）

（原内閣府大臣官房長）

開会

（原内閣府大臣官房審議官）

資料1、2について説明

（警察庁警備局長）

- 警察としては、参列者の安全と当該行事の円滑な進行を確保するため、警備に万全を期する所存。
- 具体的には、8月25日に公表された警護の検証・見直しの結果も踏まえ、情報収集の徹底、警護の徹底、警戒警備の徹底等の対策を進めることとしている。

（宮内庁長官官房審議官）

- 皇族殿下方の御参列について、現在宮内庁において、過去の内閣総理大臣経験者の葬儀への御対応の前例等も踏まえながら、必要な調整、準備を進めている。

（外務省儀典長）

- 海外要人等の参列に関しては、7月22日の閣議決定後に、我が国が外交関係を有する国等に対し通報を行い、順次回答が接しているところ。
- 国葬儀当日の夕刻には、海外から国葬儀に参列した要人等と岸田総理等が迎賓館で挨拶を交わす機会を予定しており、これの準備を進めている。
- 来日する海外要人との間で、総理及び外務大臣を中心として2国間会談を行うことを想定している。多くの海外要人がこの機会に訪日することの外交上の意義を踏まえ、しっかりと対応する。

（原内閣府大臣官房長）

- 故安倍晋三国葬儀」実施概要について、葬儀実行幹事会決定とし、本会議終了後、速やかに公表する。

(森総理大臣補佐官)

- 国葬儀については、8月26日に予備費使用の閣議決定を行った。予備費の積算に当たっては、参列者が最大で6千人程度の規模を見込んでいる。
- 国葬儀当日における弔意表明について、配布のとおり、葬儀委員長決定がなされている。各府省においては、葬儀委員長決定について、部内への周知をお願いしたい。具体的には、通常国旗を掲揚している官署における弔旗の掲揚と、国葬儀当日、各府省部内において黙とうが行われるよう周知をお願いしたい。
- 本日の幹事会では、「実施概要」を決定した。国葬儀の開式は午後2時とすること、参列者に対しては9月初から案内状を順次送付すること、一般献花については当日午前10時から午後4時までの間実施すること、当日は日本武道館周辺について警備上参列者以外の立ち入りを制限すること、等について、本会議後に公表し、国民の皆様にお知らせしたい。
- 開催日まで1か月を切った。厳粛かつ心のこもった国葬儀となるよう、各府省一丸となって、鋭意準備を進めていただきたい。

(以上)

【別紙 21】

故安倍晋三国葬儀に要する経費の見込みについて

令和 4 年 9 月 6 日
故安倍晋三国葬儀
事務局
警務省
外務省
防衛省

- 令和 4 年 8 月 26 日の閣議において予備費の使用を決定した式典関係の経費（2.49 億円）以外に、警備や海外要人の接遇に要する経費などが必要となる見込み。これらの経費については、過去の合同葬と同様に、すでに成立している今年度予算（既定予算）の中で対応。
- 警護・接遇を要する要人の数等が不確定であることから、経費についても確たることを申し上げることは困難であるが、これまでの各国からの連絡状況を踏まえ、190 以上の海外代表団が参列し、その中で特に接遇を要する首脳級等の代表団の数が 50 程度と見込まれることから、これを仮定するとともに、そうした要人が多数集まる行事に対する警備体制を一定の規模で仮定すること等により、あえて現時点での経費の見込みを申し上げれば、以下の通り。

【警備に要する経費（警察庁）】

8億円程度

※上記の仮定が前提

（内訳）

- ・ 道府県警察からの派遣のための旅費などの部隊活動や超過勤務手当にかかる経費（5億円程度）
- ・ 車両等の装備資機材や待機所の借上げの装備費（3億円程度）

【接遇に要する経費（外務省）】

6億円程度

※上記の仮定が前提

（内訳）

- ・ 海外要人の本邦滞在中の車両の手配や空港での受け入れ体制の構築等の庁費（5億円程度）
- ・ 接遇要員となる在外の外務省職員を往復させるための旅費（1億円程度）

【その他】

0.1億円程度

- ・ 自衛隊の儀仗隊等の車両借上げ費等（防衛省）（0.1億円程度）

【別紙 22】

故安倍晋三国葬儀の流れについて

〔 令和 4 年 9 月 6 日
葬儀委員長決定 〕

故安倍晋三国葬儀の流れを別紙のとおり定める。

(別紙)

故安倍晋三国葬儀の流れ

日時：令和4年9月27日（火）午後2時

場所：日本武道館

- 一 御遺骨式場到着
- 一 開式の辞 葬儀副委員長（内閣官房長官）
- 一 国歌演奏
- 一 黙とう
- 一 生前のお姿の映写
- 一 追悼の辞 葬儀委員長（内閣総理大臣） 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之
参議院議長 尾辻 秀久
最高裁判所長官 戸倉 三郎
友人代表 菅 義偉
- 一 勅使・皇后宮使御拝礼
- 一 上皇使・上皇后宮使御拝礼
- 一 御供花 皇族各殿下
- 一 献花 葬儀委員長
喪主
御遺族
衆議院議長
参議院議長
最高裁判所長官
友人代表
海外の要人 等
- 一 御遺骨お見送り

引き続き参列者による献花

【別紙 23】

府 総 第 407 号

令和4年9月6日

防衛大臣 浜田 靖一 殿

故安倍晋三国葬儀委員長

内閣総理大臣 岸田 文雄

故安倍晋三国葬儀に対する自衛隊の協力について（依頼）

故安倍晋三国葬儀に際し、自衛隊による儀じょう、と列、弔砲及び奏樂の実施をお願いしたいので、よろしくお取り計らい願いたい。

衆議院 議院運営委員会 議事録 第三号 (閉会中審査)

令和四年九月八日(木曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 山口 俊一君

理事 藤山 正仁君

理事 伊東 直孝君

理事 佐々木 紀君

理事 吉川 元君

理事 青木 雅一君

理事 三谷 英弘君

理事 吉田はるみ君

理事 藤川 鉄也君

理事 青山 周平君

理事 三谷 英弘君

理事 吉田はるみ君

理事 藤川 鉄也君

理事 青山 周平君

理事 三谷 英弘君

理事 吉田はるみ君

理事 藤川 鉄也君

理事 青山 周平君

理事 三谷 英弘君

理事 吉田はるみ君

理事 藤川 鉄也君

理事 青山 周平君

理事 三谷 英弘君

理事 吉田はるみ君

理事 藤川 鉄也君

理事 青山 周平君

理事 三谷 英弘君

理事 吉田はるみ君

理事 藤川 鉄也君

理事 青山 周平君

理事 三谷 英弘君

理事 吉田はるみ君

理事 藤川 鉄也君

理事 青山 周平君

理事 三谷 英弘君

理事 吉田はるみ君

理事 藤川 鉄也君

理事 青山 周平君

理事 三谷 英弘君

理事 吉田はるみ君

理事 藤川 鉄也君

理事 青山 周平君

理事 三谷 英弘君

理事 吉田はるみ君

理事 藤川 鉄也君

理事 青山 周平君

理事 三谷 英弘君

委員の異動

八月十日

理事 青野 雅也君

理事 大市 正樹君

理事 武井 俊輔君

理事 中谷 直一君

理事 西田 朗二君

理事 山田 智司君

理事 青柳 陽一君

理事 青柳 陽一君

井坂 勉彦君

同日

吉川 元君

同日

なお、今般の国葬儀の実施に当たっては、国民一人一人に弔意の表明を強制的に求めるものであるとの誤解を招くことがないよう、吉田元総理の国葬の際に実施した、弔意表明を行う閣議了解や、地方自治体や教育委員会等の関係機関に対する弔意表明の協力の要望は行わないこととしました。

国葬儀の実施に必要な経費については、八月二十六日に令和四年度一般会計予備費の使用を閣議決定したところであり、予備費の使用額は約二億四千九百万円としています。

国葬儀に併せて必要になるその他の経費は、過去の国葬と同様に、既に成立している今年度予算の中で対応することとしています。

このうち、警備や海外要人の接遇に要する経費等は、警備、接遇を要する要人の数等が不確定であるため、確たることを申し上げることは困難であり、また、これまで国が関与した国葬に関して既定経費で支出する警備、接遇に要する経費を切り出してお示しをしたことはありませんが、丁寧な説明を尽くすという観点に加え、これまでの各々からの連絡状況を踏まえ、一定の仮定の下で経費の見込額を見積もると、警備に要する経費は八億円程度に、接遇に要する経費は六億円程度になるものと見込まれます。

他に、自衛隊の儀仗隊等の車両借り上げ費等が、一億円程度と見込まれます。

いずれにせよ、最終的に要した経費は、国葬儀実施後に精査した上で、できる限り速やかにお示ししたいと考えています。

その他式典の詳細については現在検討しているところですが、厳粛かつ心のこもった国葬儀となるよう準備を進めてまいりますので、各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

○山口委員長 ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。盛山正仁君。

○盛山委員 自由民主党の盛山正仁です。

今回の参議院議員通常選挙におきまして、末松候補を応援するために、七月七日の十六時四十五分から、安倍元総理大臣は、神戸の三宮駅前街頭演説をされました。私は、街宣車の上で、安倍元総理の隣に約三十分間立っておりまして、その翌日である八日のお昼前のニュース速報で安倍元総理が銃撃されたことを知り、これが神戸で起こっていたらどうなっただろうかと、とても人ごとは思われませんでした。

思い半ばにして銃弾に倒れられ、さぞかし御無念だったであろう。安倍元総理の御冥福を心よりお祈り申し上げたいと思います。

七月十一日に安倍元総理のお通夜が芝の増上寺で執り行われ、献花をなされる方々の列が増上寺をぐるぐると取り巻くほど、驚くほど多くの方々が訪れられました。また、大和西大寺を始め全国各地で紙報や献花がなされ、元総理の御逝去を悼む声の大きさに驚くばかりでした。

しかしながら、残念なことに、七月二十二日に政府が国葬を閣議決定された後は、国論を二分するようには評価が分かれるようになっております。

本日は、その安倍元総理に対する国葬について、岸田総理に質問をさせていただきます。

国葬について、多くの国民の皆様から御批判を頂戴しております。戦後、これまでの首相経験者の御葬儀は、ほとんどが内閣・自民党合同葬でした。唯一の例外が吉田元総理の国葬であり、私は、中学二年生で、担任の先生が国葬を批判していたことに違和感を覚えたことを記憶しております。

本日の冒頭、総理そして官房長官から御発言をいただいたところでございますが、内閣・自民党合同葬ではなく、なぜ国葬とされたのか。その理由について、改めて、この委員会を見ておられる国民の皆様に分かりやすく御説明いただきたいと思っております。

○岸田内閣総理大臣 国葬としたこと理由について御質問をいただきました。

安倍元総理については、憲政史上最長の八年八月にわたり内閣総理大臣の重責を担われ、日本国百三十三年の憲政の歴史の中で最長の期間、重責を担われたということ。

また、その在任中の功績につきましては、かつて日本経済六重苦と言われた厳しい経済の状況の中、日本経済再生について努力を続けてこられた。また、外交においても、普遍的な価値や法の支配に基づく国際秩序をつくっていかねばいけないというところで、自由で開かれたインド太平洋、またTPPの妥結にもこぎ着けるなど、様々な成果を上げられました。また、東日本大震災からの復興という大切な時期に重責を担われた。こうしたこともありました。こうした様々な分野で大きな功績を残されたこと。

そして、これに対して国内外から様々な弔意が寄せられている。特に、国際社会においては、多くの国で、議会として追悼決議を行う。政府として服喪、喪に服することを決定する。また、国によってはランドマークを赤と白でライトアップするなど国全体として弔意を示す。こうしたことを行った。

さらには、先ほども申し上げましたが、選挙運動中の非業の死であったこと。

こういったことを考えますときに、故人に対する敬意と弔意を表す儀式を催し、これを国の公式行事として開催し、海外からの参列者の出席を得る形で葬儀を行うことが適切であると考え、国葬儀の閣議決定を行ったものであります。

特に、海外からの弔意を見ますと、合わせて千七百万を超える多くの追悼のメッセージをいただいておりますが、多くが日本国民全体に対する哀悼の意を表する趣意であるということからも、葬儀を国の儀式として実施することで、日本国として海外からの多くの敬意や弔意に礼節を持って応える。こうした必要もあると考えた次第であります。

○盛山委員 次に、費用についてお尋ねをいたします。

最近では、葬儀は家族葬が増えています。私も、五年前に母が亡くなった際には、家族葬で数十万円程度の費用で見送りました。

多くの方々にとりまして、二億五千万円という国葬の経費は想像を超える金額ではないかと思っております。しかしながら、今、岸田総理から御説明いただいたような安倍元総理の業績あるいは海外からの弔問客、こういったことを考慮すると、私人の葬儀とは異なり、それなりの場所、警備、接遇を伴う公的な葬儀とすることは当然のことであると思います。

今回の国葬の費用は、過去の内閣・自民党合同葬などと比べて適切なものであるのか。新型コロナウイルスにより厳しい経済状況に置かれている国民の皆様が御理解を得ることができるよう御説明いただきたいと思っております。

○岸田内閣総理大臣 まず、御指摘の、二・四九億円とされる、会場費や設営費など国葬儀そのものの実施に必要な経費ということですが、これにつきましては、過去の様々な合同葬等政府の関わった葬儀との比較において、式典費そのものの経費として明らかにさせていたいただきました。

それについては、今回、葬儀式典の参列者数が増加すること、多数の外国要人が参列すること、一般の方が行う献花の準備が必要であることなど、過去と事情も異なりますので、そういった経費等を加えた上で、従来より、例えば中曽根元総理の葬儀と比べて五千七百万増、このようになっているところでもあります。

そして、それ以外にも警備費あるいは接遇費が必要ではないか、こうした指摘がありました。これは、これまでの政府が関わった葬儀においても全て支出が行われている経費であります。その年々の、年度ごとの予算に計上される形で、その範囲内で支出されてきた、こうしたことでもあります。

その部分については、接遇あるいは警備、こうした予算については、今回も同様にかかるわけであり、それについて従来は予算の中で切り分

けをするなどはして二なかったわけですが、より丁寧な説明を行うべきであるという指摘を受けて、こうした準備、接遇費について、最終的にはどれだけ多くの方が海外から来られるかなどを慮しなければならぬ数字は申し上げられません。今準備を進める中で、各国からの連絡を受け、そして代表団の数等も見通しが立ちつつありますので、仮に百九十の代表団、そしてそのうち接遇が必要な首脳級を百十の代表団と仮定し、その仮定の下に数字を置いたならばどのぐらいの数字になるのか、こうしたことを示した次第であります。

これが、先ほど官房長官からもありました、八億、あるいは六億と言われた数字であります。こうした数字は、過去の様々な行事との比較においても妥当な水準であると政府としては考えております。

○盛山委員 今総理から、警備費、接遇費、こういったものについてもお答えをいただいたところでございますが、おとしいなつて警備費、接遇費が発表されたわけでございまして、金額を眺め見せるためにわざと厚らせて発表したのではないかとこの批判も受けました。今総理からお話がありましたように、どのような国からどのような方、特に警備を必要とする元首級の方が来らるれば、どの程度の警備、接遇が必要であるか、直前にならなければ分からなかったということで、おとしいの発表になつたんだろうとは思いますが、また、安倍元総理がおじけなつたこととは大変残念ですが、このような機会に市内外交が行われるというのは当然のこと、通例のことであると思えます。

そういったもの等を含めまして、当初から警備費、接遇費等を含めて発表できなかったのか、あるいは、こういうふうに遅れるということについての説明があつた方がよかつたんじゃないかと思えますので、その辺について御答弁をお願いします。

○山口委員長 併合せの時間が過ぎておられますので、総理、側近に、

○岸田内閣総理大臣 丁寧な説明が必要であつたという御指摘については謙虚に受け止め、引き続き説明に努めていきたいと思ひます。

そして、海外からの市間の状況については、今、徐々に状況が分かつてあります。今明らかになるだけでも、米国のハリウッド大統領、インドのモディ首相、オーストラリア、アルバニア、ジブチ、シンガポール、リベリア、シエラレオネ、ベトナムのフック国家主席、ドミニカ、モジエル、欧州理事会議長、カナダ、トルドール首相、愛州はハワード元首相、アボット元首相、ターンプル元首相、こういった方々についても参列の意向が示されております。

こうした状況が徐々に分かつてある中で、できるだけ早く数字を示そうということで、仮定の数字を置いた上で説明をさせていただいた、こうした次第であります。

是非、こうした状況、これから直前に向けてより明らかになつてまいりますので、そういった状況は下野に国民の皆さんに説明をし続けていきたいと考えております。

○盛山委員 ありがとうございます。終わります。

○山口委員長 次に、泉田君。

○泉委員 立憲民主党の泉田太でございます。まず、交代表としても、安倍元総理に深く負荷の減をさせたいと思ひます。

私も絶句をし、また嘆き、怒りを感じました。この無念に受難は関係ございませぬ。私は、事件後、奈良の現場にも向かわせていただき、手を合わさせていただきました。また、国会前でも霊柩車に手を合わさせていただきました。増上寺での御葬儀にも参列をさせていただきました。改めて御冥福をお祈り申し上げます。

しかし、総理、この国葬決定は強引です。強引です。強引せねばならぬことを放置しています。だから、国葬反対の世論が増えている。私はそう思ひます。総理、そもそも、国葬は総理と内閣

だけで決められるのか、こうした強引な決定方法に反発が起きている。総理、改めてですが、閣議決定までに三極の長に諮りましたか、あるいは各党に相談しましたか。

○岸田内閣総理大臣 まず、今初の国葬儀につきましては、内閣府設置法及び閣議決定を根拠として実施することを決定させていただいたと説明をさせていただいております。

こうした国葬儀、立法権に属するの、司法権に属するの、行政権に属するの、判断した場合同議をしております。そして、それは、内閣府設置法第四條第三項に記載されている、こうしたことから明らかである認識をしております。その上で、閣議決定に基づいてこの開催を決定させていただきます。

委員の方からは、その段階までに三極の長に諮ったのか、説明が丁寧であつたかということですが、根拠については、今申し上げた通りであります。そして、説明が丁寧ではなかったのではないか、不十分ではなかったかということについては、政府として、こうした判断をする。それはもちろん大事であります。国民に対する説明、理解が重要であるということも間違いなく重要なことと思ひます。

説明が不十分だったということについては謙虚に受け止めながら、是非、この決定と併せて、国民の皆さんの理解を得るために引き続き丁寧な説明を続けていきたいと考えております。

○泉委員 請うていないんです。今、全然端的に答えていないですね。長くお話しされましたが。

総理、これは、古田元総理の国葬の際にだつて他党に事前に言つております。今回、全く言っていないです。総理はそれが必要ないかのよう

に言いましたけれども、内閣制というものは、内閣の行う準備として、それは内閣の権限でしょう。しかし、では、なぜ内閣制ではなく国の儀式となつてくるのか。国というのは内閣だけなんですか、そんなわけがないでしょう。国というのは、立法、行政、司法、三権あるじゃないですか。国権の最高機関はどこですか。その国会に相違もなく決めたのは、総理、戦後初めてですよ。その重さを分かっていますか。実は、とんでもないことをしているということ。実は、無理やり国葬と国葬儀なるものを分けて言っているけれども、今これだけ世の中では国葬と言われている。そしてその国の意思とは何かと言われている。そしてその国の意思とは何かといふは、決して内閣の意思だけではないということ。これは内閣法制局も国葬を説明するときに使っている言葉なのに、それをやらない。私をまずお話ししたいと思ひます。今の総理の話でいくと、国葬の決定に国会の関与は必要ないんだということ、国葬の決定はありますが、これはとんでもないことだと思ひます。

さて、更に言えば、内閣法制局はこうも述べています。一定の条件に該当する人を国葬とする。定めることについては法律を要するということ。法制局が言っているわけですね。

総理、今、そういう法律はありますか。国に憲考草案を記した法律はありますか。

○岸田内閣総理大臣 御指摘のような法律はありません。

しかし、行政権の範囲内ということ、元ほ申し上げておられた判断、法制局の判断もしっかりと即ちながら政府として決定をした、こうしたことでもあります。

○泉委員 今、国民の皆様に聞いていただきたいと思ひます。憲考草案を記した法律はございませぬ。

総理は、先ほど、戦後最長だから、数々の実績があるから、世界から市道があるから、そして選挙運動中だったから、このような理由を挙げました。ただ、例えば、佐藤栄作元総理は、当時、戦後

最長の在任期間だったんじゃないですか、ノーベ
ル平和賞も受賞している。でも、国葬ではなかつ
たですよ。なぜですかね。これは、吉田国葬の
反省も踏まえて、法律もない、選挙基準もなく、
三権の長の了承が必要な国葬ということではあり
難しいと、この数年間、元総理にどんな業績があ
っても、先ほど言ったようにノーベル平和賞を
受けようともですよ、どんな業績があったとして
も、自民党内閣は、内閣・自民党合同葬を行って
きたんですよ。

その知恵や深慮遠謀を映して、今回、国葬を強
行しようとしている。これが、総理、あなたじゃ
ないですか、違いますか。

○岸田内閣総理大臣 ます、基準を定めた法律が
ないという御指摘がありました。

おっしゃる通りに、今、国葬儀について具体的に
定めた法律はありませんが、先ほど申し上げた
ように、行政権の範囲内で、内閣府設置法と閣議
決定を根拠に決定したわけですが、こうした閣の
行為について、国民に更なる義務を課するとか何
か行為を強要するということはない限り、具体
的な法律が必要ないという立場に基づいて、政
府としても、今回の件についてしっかり考えてい
ます。

そして、明確な基準がないのではないか、この
ことについて御指摘がありました。

一つの行為についてどう評価するかということ
については、そのときの国際情勢あるいは国内の
情勢、これによって評価は変わるわけでありま
す。同じことを行ったとしても、五十年前、六十
年前、国際社会でどう評価されるか、一つの基準
を作ったとしても、そうした国際情勢や国内情勢
に基づいて判断をしなければならぬ、これが現
実だと思います。

よって、その時々、その都度都度、政府が総合
的に判断をし、どういった形式を取るのかを判断
する、これがあるべきだと政府としては考えて
いるところがあります。

○泉委員 今、総理、国際情勢、国内情勢とお

しやう。しかし、だったら、なぜ多くの国民は
これだけ反対しているんでしょうね。その総理が
挙げられた四項目が真に国民が理解できるもので
あったら、ここまで反対にはならないんじゃない
ですか。

私は改めて思いますけれども、例えば、経済の
再生とおっしゃられる。でも、実質賃金が下がりが
続いたんじゃないですか、アベノミクスのときに
は、その部分はどうか評価されるんですか。

あるいは、申し訳ないけれども、森友、加計問
題で、まさにこの委員会の場で白河を超える虚偽
答弁を行ったということも大きく問題になってい
るんじゃないですか。

あるいは、後ほどまた詳しく話をしますが、統
一教会の問題、まさに自民党の中で最もその統一
教会との関係を取り仕切ってきた、そういう人物
じゃないですか。

その他の部分を全く考慮せずに、それは実績は
何らかあるでしょう、しかし実績も大きく評価が
分かれるわけです。だから、これだけ反対の声が
起きているときに、国際情勢、国内情勢、私は、
改めては到底、国民は納得しないと思いますよ。
改めて、選挙基準が今全くないということも含
めて、私は、岸田総理が挙げた今回の四つの理由
というのはお手盛り理由であるというふうには
わざとを言いません。

さて、統一教会問題や憲法改正被害、そして統
一教会における多額の献金による家庭崩壊、生活
破綻、さらには日本からの韓国方面への多額の送
金、様々な問題が上がっています。そして、自民
党との密接な関係も言われている。多数の議員が
関係を持ち、安倍元総理は、元総理秘書官の井上
義行候補を、今回、教団の組織的支援で当選させ
たわけです。

この自民党と統一教会との関係を考えた場合
に、総理、安倍元総理が最もキーパーソンだった
んじゃないですか、お答えください。

○岸田内閣総理大臣 ます冒頭、ご申し上げさせ
ていただきましたが、本日は、内閣総理大臣として答

弁に立たせていただいております。自民党のあり
ようについて国会の場において自民党受託として
答えることは控えるべきものであると思います
が、ただ、昨今の様々な諸般の事情を考えますと
きに、これはあえて国会の場でお答えをさせてい
ただくということをお断りしたくないと思いま
す。

そして、安倍元総理の統一教会との関係につい
ては、それぞれ、御本人の当時の様々な情勢にお
ける判断に基づいたものであります。ですから、今
の時点で、本人が亡くなられたこの時点におい
て、その実態を十分に把握することは限界がある
と思っております。

そして、今、自民党として、自民党のありよう
について丁寧に国民の皆さんに説明をしなければ
いけないということで、それぞれの立場結果につ
いて今取りまとめを行い、説明責任をしっかりと果
たしていこうという作業を進めているところであ
ります。

いずれにせよ、社会的に問題が指摘されている
団体との関係を持たない、これが党の基本方針で
あり、それを徹底することによって国民の皆さん
の信頼回復に努めていきたいと考えております。

○山口委員長 泉委員、本日のご議論は国葬の儀で
ございますので、それを考えながら、(泉委員
「ええ、当然です。安倍総理に関わることについ
てお話をしていますので」と呼ぶ)
○泉委員 改めて申し上げます。今の総理のよう
なお話が私はこの世の中の反発につながっていると思
います。どう見ても、厚家、安倍家三代にお
いてはやはり統一教会との関係を疑いましたし、
それを多くの議員たちに広げてきたというのは、
もう多くの国民は分かっているんじゃないでしょ
うか。

そういう中で、今、総理は、調査、点検とお
っしゃった。安倍元総理御本人に聞くことはもうで
きない。でも、安倍元総理がどういうふうなええッ
ジュールで動いていたか、これは事務所は分かっ
ておられるはずでしょう、権書だつて分かっ

られるはずでしょう、それであれば、なぜ、今
回、党の調査では安倍事務所を外しておられるん
ですか、これはやはりおかしいですよ。

国葬にふさわしいかどうかということの中に、
今多くの国民が、統一教会との関係をやはり前
の中に入れて、そういうときに、まさにその御
本人がどうだったかということ、本人に聞くばか
りじゃないですよ、調べるのが可能じゃない
ですか、私は、是非、自民党は、岸田総理はそれ
を約束するべきだと思います。

もう、ご承知のとおり、これもお答えいただき
たいですが、全国で自治体で、自民党の自治体議
員が行政に何かを要請して統一教会系の団体の
様々な会合に出るか、そういうことが出てきて
います。自治体議員も外されていますよ、調査
対象から。

この二つ、約束していただけじゃないか。
○岸田内閣総理大臣 ます、ご目的御指摘につ
いては、先ほども申し上げましたが、具体的な行動
の判断、これは当時の本人の判断であり、ま
す、本人がおおしくなりました。確認するには
限界があるという認識に立っております。党
としては、今回、点検を行い、まずは党所属の国
會議員を対象として取りまとめを行っております
が、地方議員についても、今後、社会的に問題が
指摘される団体との関係を持たないという党の基
本方針を徹底していただくことになると考えてお
ります。

○泉委員 やはり残念ながら非常に後ろ向きであ
る。
今回しっかりとこの統一教会との問題を正すと
いうこと、これもやはり私は国民の理解に今つな
がっていると思えます。今、総理の姿勢では、
限界があるとおっしゃったけれども、限界まで
いつていないんじゃないですか、限界までいつて
いない、まず、この調査をするべきだ、これは、
安倍事務所も、そして自治体議員もそうである
と思えます。

そして、今、私たちは、この統一教会絡みの中で、実は、信者の二世と言われる方々から直接ヒアリングを行っています。その方々から聞く、やはり、安倍元総理のメッセージによって助まされた、会場が大きく盛り上がった、そんなことをお話しされる方もありました。

改めて、被害者救済ということ、今どうしてもこれを取り上げたい。実は、その当事者の皆さんからは、多額の献金や家庭崩壊で苦難を抱えている。いたじやなく、いるというのが今の現状です。だからこそ、私たち立憲民主党は、マインドコントロールによる高額献金を禁止する、規制する、こういう立法を作ってほしい、この求めに応じて、カルト被害防止、救済法案を国会に出そうと考えています。

総理、こうした声、まだ聞かれていないと思うんですが、法整備が必要だと思いませんか。

○山口委員長 議題に沿っての答弁で結構でございますから。

○岸田内閣総理大臣 御指摘の点については、まず一つは、政治と社会的な問題になっている団体との関係という論点がありますが、もう一つの論点が多きに委員御指摘の被害者救済という論点であると思います。

共にしっかりと対応しなければならぬということ、政府としても、社会的な問題が指摘されている団体に関して、私の方から既に関係者庁に対し、宗教団体も社会の一員として関係法令を遵守しなければならぬ、これは当然のことであるからして、既に法令から逸脱する行為があれば厳正に対処すること、また、法務大臣を始め関係大臣においては、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済に連携して万全を尽くすこと、この二点を指示を出しているところであります。

これを受けて、法務大臣を議長とする「旧統一教会問題関係者庁連絡会議」を設置し、この問題の相談集中化期間を設定し、合同電話相談窓口を設ける、こうした対応を行う、さらには、消費者庁において、悪質商法等の悪質商法への対策を検討

討会、こうしたものを立ち上げ、議論を開始する。こうしたことであります。

そして、委員の方から法整備の必要性というところの御指摘がありました。まずは、私の方から出した指示に基づいて始めた取組、これをしっかりと進めていきたいと思っております。それをまずやっただ上で、すなわち今の法令の中で何ができるのかを最大限追求した上で、議論を進めるべき課題だと思っております。

○泉委員 私は新しい法律も必要だと思っております。今ほど、今の法令で何ができるのかというお話がありました。是非ここをやっていたいただきたいですね。

なぜかというところ、総理は八月三十一日の記者会見で、この旧統一教会を社会的な問題が指摘されている団体として、党として関係を絶つ、そこまでおっしゃった。党として関係を絶つ、そこまでおっしゃった団体であれば、相当な問題意識をお持ちだということだと思っております。そのときに、党として関係を絶つが、政府としては何もやらなくていいということでは絶対だと思いませんか。総理ももうなすいておられます。

その意味では、まさに現行法に基づくこの団体の調査、そして解散命令、こういったものも検討せねばならないと思っております。いかがですか。

○山口委員長 泉委員、何度も議連の理事会で、議題を逸脱するような質問はないようにとのことのお話でありますから、気をつけてください。

○岸田内閣総理大臣 今申し上げたように、政府としても、問題意識を持ち、取組を進めていきます。

今の法律の範囲内で何ができるのか、これをしっかりと詰めていきたいと思います。そして、その上でどういった議論が必要なのか、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○泉委員 ありがとうございます。是非、この点は、今回、統一教会の問題をしっかりと清算しなければ、またやはり被害者が多く生

まれてしまう。残念ながら、今回の非業の死にこうして統一教会の様々な動きが絡んでしまっているというところもあると思っております。さて、改めて、国葬の問題であります。経費です。

式典費の本当にコアのコアの部分で、最初、二・四九億円とおっしゃった。しかし、やはりこんなに少ないわけないんじゃないかという話で、次に出てくると十六億円ということになった。しかし、総理、今回発表した総額、例えば、東のG7サミットでは、民間警備会社には十二、四億円かかる、こういう概算要求が出ております。民間警備会社の経費は今回の発表の額に含まれておりますか。

○松野国務大臣 会場等の民間警備に係る経費に關しましては、式典の経費の中に入っております。

○泉委員 会場だけではないと思いますが、全部含まれておりますか。

○松野国務大臣 会場外の警備に關しましては、既定予算に計上されております。警察上の予算に含まれております。

○泉委員 先ほども話があったように、五十か国節回しから、いわゆる首脳だけではなく、外交使節節回しから、この経費も今の額ではとても取まらないんじゃないかというふうに言われている。こうして過小の試算でコンパクトな国葬に見せるということ、またこの後もし額が膨らめば、国民の不信はやはり募ると思いませんか。

更に言えば、やはり国民生活が苦しいという声を今多く寄せられています。そこにどれだけ税金を使うのかという話になっていて、金を使っていますと、歴代の内閣では自民党が半額負担していましたよね、今回は自民党は負担をしないのですか、全額税金ですかという声を聞きます。総理、自民党は半額負担すべきじゃないでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 先ほども答弁の中で申し上げてきたように、世界各国の国葬に

の弔意、様々な弔意のメッセージ等を国としてしっかりと受け止めてきたたく際、国の行事としてこうした葬儀を行うことが適切であると判断したことによって、今回の決定を示させていたということでもあります。

合同葬についても、もちろん国の税金は支出することになるわけですが、しかし、何よりも大事なことは、国として、どういった形で国際的な弔意を受け止めるのか、日本国民全体に対する弔意に対してどう応えるのか、こうしたことが重要であると認識をしております。このために、国葬儀という形が適切であると判断をした次第であります。

○泉委員 改めて、元総理の死というのは大変重たいものであります。その意味で、私は、内閣による一定の儀式というものは必要だと思っております。だから、これまで内閣葬というものが行われてきたと考えています。

そういった意味では、今回、今ほど質問の中で触れましたが、やはり特別扱いをするということについては大きく見解が分かれていると思っております。総理の方は安倍元総理はそれに値すると思うが、しかし、これまでも様々な元総理がおられて、様々な業績がある中で、我々からすれば特別扱いに見えるし、多くの国民もなぜ今回だけ国葬なのかという疑問を抱いている。私はそれをお伺いしましたが、やはりそこは、なかなか平行線、総理から納得いく答えは得られなかったと思っております。

改めてですが、国会や司法も関与させずに、前例を変えて、内閣の独断で国葬を決めた、これは戦後初代という事です。そして、三権分立や民主主義、立憲主義を旨とする我々立憲民主党からしても、こうした強引な決定や、あるいは選挙基準がない状態を放置して、安倍元総理の負の部分すらに、旧統一教会との親密な関係そして膨らむ経費などを隠して、元総理を特別扱いしている、こんな国葬には我々は賛成できません。反対をします。

二か月たってようやく国会の声を聞く場を設け

ました。それで、今日この場で、これ以降、総理が何も変更しないというなら、この首魁の意味はありません。是非、強断の国葬や分断の国葬ではなくて、改めてですが、内閣葬とする。そして、私は、こうした論争を毎週繰り返すような話じやなくて、今後も元総理は内閣葬とする、こういうシナプルで、一定の基事をやはり作るべきだと思っております。

改めですが、総理には、是非、内閣法制局との再検討、そして統一教会に対する日民党の調査、また経費の更なる公表、これを行動で見せていただきたいと思えます。その姿勢によって私も判断をまいります。恐らく国民も判断をしていくでしょう。

質問を終わります。

○山口委員長 次に、遠藤敬利

○遠藤(敬)委員 日本維新の会の遠藤敬(三三)です。

岸田総理、松野官房長官、本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

そもそも、私も、私も維新の会は国葬に賛成の立場であります。この議院運営委員会の場で総理に是非御出席をいただきたい。御説明をいただきたい、その旨を、七月の二十六日、衆議院議院運営委員会の理事会で私の方から御提案させていただいております。

それから一か月以上がたちますが、なぜ議院運営委員会で早期に御説明をいただきたいと御提案させていただいたかという点、国葬に対しての国民の理解を深め、疑念を払拭するためにも、是非、安倍元総理や御遺族のことを考えれば、一日でも早く総理自ら御説明される必要があるのではないかと、そう思ったから御提案をさせていただいたところであります。

与党との調整も、山口委員長や与党の皆様方にも御理解いただいで話を進めてまいりましたが、予算を訂正を十分に説明できないまま今日に至っております。国葬の予算の議論も大切であります。私自身は、先ほど申し上げたよう

に、まず、反対されている国民の皆さんが納得できるように、総理が国葬に対する思いや意義を御説明する、そういう機会をつくるのが大事だということ。議院の委員会でも一日でも早く御説明をいただくことがいいのではないかなという御提案をさせていただきましたので、まず冒頭に申し上げたいと思えます。

そこで、お聞きしたいと思います。政府が実施を決めた当初から丁寧な説明を求めてまいりました。今回、岸田総理が直接説明をされることは、一定の評価をしておりますが、この間、国民の半数が反対する状況になり、遅きに失したと指摘せざるを得ません。なぜここまで遅れたのか、また、今の世論の現状について、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○岸田内閣総理大臣 まず、委員御指摘のように、開催につきまして国民の皆様から様々な御意見、御批判をいただいている、これはしっかりと受け止めるべきではないと思えます。

しかし、その中身をいろいろとお伺いいたしました。理由は様々であります。そして、その中で共通する思いとして、説明が不十分であるという部分があるんだと認識をしております。こうした御指摘については謙虚に受け止めなければならぬと思えますし、だからこそ、先ほど申し上げたように、政府として、安倍元総理の御遺族について、その理由ですとか、あるいは法的根拠ですとか、そして予算、執り行い方、こうしたことを丁寧に説明すること併せて、引き続き、政府の考え方を全体をしっかりと説明していく、こうした努力は重要だと思えます。

是非、こうした御指摘もしっかりと受け止めるが、政府として判断をするということは大変重要だと思えますが、それと併せて、国民の皆さんの理解が重要だという点をしっかりと念頭に置きながら、説明責任、これはしっかりと果たし続けていかなければならない、このように思っております。

○遠藤(敬)委員 山口委員長や与党の皆さんとも相談をしておりますけれども、私は何が言いたいかというと、予算を積み上げるのは、松野官房長官も御見解でお話しされているように、よくよく分かります。それよりも、まず第一、段階として、総理が、なぜ国葬が必要なのか、安倍総理への思いを語られる、そういう場が必要ではないかというところで早期の実現を私は求めたつもりであります。是非そこは、ただ単にお金の問題とかそういうことよりも、大義がどうなんだということが大事ではないかという思いで議院の理事会でも再三お話ししてきたということですので、皆さんは御理解いただいておりますけれども、なかなかなわなかつたということでもあります。

次に、国葬の費用についてであります。様々な批判や懸念がおりますが、国費で実施することには、政府にとっても国民にとっても意義のある国葬にする必要がある。海外の首脳級が来日されることで国葬費がかさむことは理解できますが、外交の機会でもありますけれども、どのように総理は役立てるか、今の認識で結構です。ぜひお答えいただきたいと思えます。

○岸田内閣総理大臣 まず、今般の国葬費を実施する中で、安倍元総理を追悼するとともに、我が国は軍力に頼らず民主主義を断固として守り抜くという決意を内外に示していかなければならないと思えます。

そして、あわせて、委員御指摘の外交という部分であります。外交においては、強固な日米同盟を構築するとともに、各国、地域と良好な関係を築かれた安倍元総理の逝去に対して、二百六十を超える国、地域から千七百件以上の弔意メッセージが寄せられている。そして、その多くは、日本国民全体に対する哀悼の意を表する、そういった趣旨となっております。こうした国際社会から寄せられた数多くの敬意や弔意に対し、日本国として礼節を持って丁寧に応えることが重要であると思えます。

また、国葬儀の機会に訪日される数多くの海外要人と可能な限り会談等を実施し、安倍元総理が培われた外交的遺産を我が国としてしっかりと受け継ぎ、発展させる、こうした意思を示していくことも重要であると考えております。

○遠藤(敬)委員 それと、もう一点大事なことでも申し上げますと、テロに屈しない総理も度々おっしゃっておりますが、テロに屈しないという内外に示す国葬の意義というのについて、覚悟をお聞かせいただきたいと思えます。

○岸田内閣総理大臣 先ほど申し上げました。安倍総理は、百三十三年の憲政の歴史の中で最長の期間、内閣総理大臣の重任を担った。そして、各分野で大きな功績を上げた。また、国の内外から様々な敬意が示されている。

こうしたことと併せて、委員御指摘の、軍力に屈しない、民主主義の根幹である選挙の最中に元総理が凶弾に倒れるという事件が発生してしまつた。こうしたことに対して我が国の民主主義は決して屈することはないということで、選挙の最中でありましたが、最後まで民主主義の根幹たる選挙をしっかりと行い、そして完結させたわけでありませう。こうした御指摘の際に国際社会に対してそういった思いをしっかりと示していくことも重要な点ではないかと認識をいたします。

○遠藤(敬)委員 本日にそのとおりでございませう。これは、テロに屈しない我が国の力強さを明確に示すべきだと私も思っております。

さつぱくなので、松野官房長官に一点お伺いします。先ほど来からお話がありますように、首脳級が五十人程度来られるとの当初の予定でありますけれども、現状、多いのかわからないのか、今の認識はどういう感じなんですか。

○松野官房長官 お答えをいたします。この程度の要人が参列されるのかということに關しまして、あらかじめ想定をしておりますものではなく、当初の想定より多い少ないということについてはお答えすることは困難かと思えます。

その上で、今回は、経費の概算を試算するための、各閣からの回答状況を踏まえ、五十程度の特別費を要する首脳級の要人が参列するという仮